

通院治療給付金請求のお手続きがさらに便利になりました！

メディケア生命保険株式会社(本社:東京都江東区、取締役社長:石原 拓己)は、これまで入院給付金、手術給付金、通院治療給付金、抗がん剤等の薬剤治療の給付金について、お客様の診断書取得や費用等のご負担を軽減するため、一定の条件のもと診断書ご提出の省略が可能な簡易取扱い制度を実施してまいりました。

2020年4月1日より、さらなるお客様サービスの向上を図るため、通院治療給付金ご請求時にご提出いただく書類について、さらに簡易な取扱いといたしました。

メディケア生命の簡易取扱い制度について

簡易取扱い制度とは、一定の条件のもと診断書に代えて、お客様ご自身にご記入いただく「状況報告書」と、「領収証の写し」または「診療明細書の写し」等でお手続きをする制度です。

現在、給付金等のご請求の約60%が簡易取扱いによるお手続きとなっています。(2019年度実績に基づき算出)

通院治療給付金の必要書類について

【従来の必要書類】

一定の条件のもと

- ・通院状況報告書
- ・領収証の写し 等



【4月1日以降の必要書類】

一定の条件のもと

- ・通院状況報告書

通院治療給付金のご請求について、お客様のご負担を軽減するため、一定の条件のもと「領収証の写し」等のご提出を省略できる、さらに簡易なお取扱いといたしました。

お取扱いの可否や必要書類等の詳細につきましては、下記メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

今後も、多様化するお客様のニーズを的確にとらえ、常にシンプルさとわかりやすさを意識しながら、お客様に選んでいただける保険商品やサービスの開発に取り組んでまいります。